

## 『大野町中小企業等コロナ対策支援事業補助金』に係るQ&A

問1. 補助対象外の物品と補助対象の物品を同時に購入し、領収書も合計額で記載されていますが、明細書等は必要ですか？

(答) 補助対象の物品の購入額がわかる明細書または内訳書が必要になります。

問2. 過去（令和3年4月1日以降）に購入した物品で既に使用済みであり、現物の写真を添付できませんがどうしたらよいですか？

(答) 物品を購入した領収書及び明細書等の添付のみで申請可能です。

問3. 100,000 円の物品を購入し、5,000 円分を購入サイトの特典ポイントで支払いをしましたが、誓約書には「仮想通貨及び特典ポイント等での支払いを含みません」との記載がありますが、50,000 円以上を現金で支払いしている場合は補助対象となりますか？

(答) 補助対象経費を 50,000 円以上法定通貨で支払った場合は補助対象となります。

問4. リース契約及び機器等のレンタルにて補助対象物品を借りていますが、補助対象となりますか？

(答) リース契約及びレンタル品については、物品の所有者が申請者と異なるため、補助対象となりません。ただし、割賦（ローン）による購入の場合は、物品の所有者が申請者となるため補助対象となります。この場合においては、割賦販売契約書等の契約書の写しの添付が必要となります。

問5. エアコンを新規で設置しましたが、本体代金 40,000 円で設置料 9,000 円、保証料が 5,000 円で合計して 50,000 円を超えますが、補助対象となりますか？

(答) この場合において、本体代金と設置料が対象経費となり、保証料などの諸経費は補助対象外となります。よって本体代金と設置料の合計金額で 50,000 円を超える場合が補助対象となります。

問6. 令和3年12月6日に大野町内に事務所を開設しましたが、本協力金の対象者となりますか？

(答) 補助対象者の要件として、町内に本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所を有する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又は同法第2条第5項に規定する小規模企業者のうち対象業種を営む事業者を補助対象者としていますので、申請時点において上記を満たしている事業者は対象となります。

問7. 本協力金の申請をして1ヶ月以上経過しましたが、交付決定通知書が届きません。補助対象外として却下されたのでしょうか？

(答) 本協力金においては、申請書類を受理後、内容を審査のうえ適当と認められるときは、交付決定通知書を送付せず、直接入金いたします。交付金額については、入金された金額をご確認ください。ただし、審査の結果、交付できない場合は、不交付決定通知書を送付いたします。(口座振替案内書は送付されます)

問8. 事業期間内(令和3年4月1日から令和4年2月28日)に物品を購入しましたが、商品の納期に遅れが生じて事業期間内に物品が手元に届かず、商品の写真を添付できませんが、補助対象となりますか？

(答) 事業期間内に支払ったことがわかる書類(領収書等)が添付できる場合は補助対象となります。ただし、商品が納入された後に商品写真を後日提出してください。

問9. 補助対象経費の50,000円以上とは税込みになりますか？

(答) 対象経費から消費税及び地方消費税を除く合計額が50,000円以上となる場合のみ補助対象となります。

問10. 対象物品を中古で購入しました。補助対象となりますか？

(答) コロナ対策に資する対象経費については、中古物品でも補助対象となります。

問 1 1. 明細書や見積書はありますが、領収書はありません。補助対象になりますか？

(答) 見積書では対象となりません。ただし、通帳の写しなど支払いがわかる書類に加えて、物品の購入金額がわかる明細書を添付していただければ補助対象となります。

問 1 2. 事業実施前の現況写真を撮り忘れませんか？補助対象となりますか？

(答) 事業実施前の写真及び事業実施後の写真の添付は必須となります。よって、このケースの場合は補助対象外となります。ただし、令和3年12月6日以前に着手した場合は、実施前の写真は不要となります。

問 1 3. 事務所兼自宅として事業を営んでいますが、補助対象となりますか？

(答) 法人税申告書、法人設立届または確定申告書及び青色申告決算書、開業届等により事業を営んでいる事務所等が自宅と同一であると判断できる場合は補助対象となります。

問 1 4. オンライン講義などを行うための、プロバイダ利用料やシステム利用料などの対象経費の場合はどのような資料を添付すればよいか。

(答) プロバイダ会社、システム会社との契約書の写し及びオンライン講義等を実施していることがわかる書類（写真）を添付。プロバイダ利用料やシステム利用料についてはオンライン講義などを実施した月分の利用料のみとなります。

問 1 5. 学校法人、宗教法人、医療法人、NPO法人、社会福祉法人などは補助対象となりますか？

(答) 本協力金においては、中小企業基本法に基づく中小企業者及び小規模企業者を補助対象としておりますので、学校法人、宗教法人、医療法人、NPO法人、社会福祉法人等は対象外となります。

問16. 本協力金に申請期限及び上限はありますか？

(答) 申請期間は令和3年12月6日から令和4年2月28日までとなっており、原則1法人、1個人事業者あたり1回のみ申請となります。また、交付対象経費の合計額が50,000円以上の場合のみ交付対象といたします。

ただし、本協力金は予算の範囲内において交付するため、申請額が当初予算額に達した時点で申請受付を終了いたしますので予めご了承ください。